

医学生臨床実習マニュアル

2025 年 4 月 1 日

社会医療法人 宏潤会

大 同 病 院

医学生臨床実習マニュアル 目次

[ページ]

1	実習初日についてのご案内	1
2	医学生臨床実習の主旨	1
3	実習の目標	1
4	臨床実習の利点	2
5	臨床実習の教育体制	2
6	オリエンテーション	2
7	医学生に許容される医行為	4
8	診療録の記載、書類等の作成	6
9	患者個人情報保護取り扱い・守秘義務に関する注意事項	6
10	放射線業務従事について	7
11	手術室での実習	7
12	医学生が当事者となる医療事故の取り扱い	7
13	感染管理対策	7
14	医療安全管理	8
15	指導医・指導者等によるハラスメントについて	8
16	実習の実施に影響が及ぶ非常時対応	9
17	健康管理について	9
18	事前手続きについて	9
19	臨床実習期間中の医学生に基本提供、使用許可されるもの	10
別添 1	医学生の診療参加型臨床実習についての同意書	11
別添 2	医療情報システム利用申請書	12

1. 実習初日についてのご案内

- ・ 初日集合時間：朝 8 時 10 分
- ・ 初日集合場所：大同病院 2 階 卒後研修支援センター
※最寄りの柴田駅から当院までは徒歩 3 分程です。
※集合場所について隣接して大同病院とだいたいクリニックがありますので、
お間違いのないようお気をつけください。
- ※もしも、当日わかりにくければ、遠慮なく卒後研修支援センターまでお問合せください。
(代表：052-611-6261)
- ・ 来院時の服装：スーツでなくてよいです。
- ・ 持ち物：半袖の診療着（スクラブ、ケーシー等）（大学の実習の服装で構いません。）
聴診器、動きやすい靴（スニーカーなど廊下で音のしないもの）、
学生証（臨床実習生（医学）証）、ネームホルダー、筆記用具、マスク
※半袖の診療着をお持ちでない場合は、スクラブの貸与が可能ですので当日お申し出
ください。
- ・ アクセス：原則、公共の交通機関でお越しください。
自家用車でのご来院をお考えの方は、駐車場に空きがございましたら、翌日より
ご案内致します。外来の駐車場が大変狭いため、くれぐれも患者様が使用される
スペースにはお停めにならないようお願い致します。

2. 医学生臨床実習の主旨

診療参加型臨床実習の主旨は、医学生が診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら医師の職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶことにあります。

- (1) 教科書文献的知識だけでなく現場での思考法（臨床推論法）や実技、診療上や学習上の態度も含めて医師としての能力を総合的に学びます。
- (2) 実際の患者や医師以外の医療職を相手に、業務を実体験しながら実践的に学びます。
- (3) 医学生が医師としての知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶ相手は、患者ならびに医師、看護職などの診療スタッフ全員です。
- (4) 医学生の指導に関わる医師チーム（患者の主治医・担当医（初期研修医も含む）のチーム）は、当該患者の診療業務のうち、医学生の能力に応じた役割を任せます。そして、医学生の能力向上に応じてより高度な業務を任せることにより、医学生は、必要な知識・思考法・技能・態度を段階的に学ぶことができます。

3. 実習の目標

指導に関わる医師の指導のもとに医師としての第一歩を踏み出すことができるよう、医学生は診療チームの一員として診療業務を分担しながら、将来進む診療科にかかわらず、最低限必要な以下 4 項目の医学知識・臨床推論法・技能・態度などの能力を実践的に身に付けることを目標とします。

- (1) 情報収集（医療面接、身体診察、基本的検査、連絡・報告）
- (2) 評価と診療計画の立案（文献的知識と検索技法、症例提示と検討会、診療録記載）
- (3) 診療計画の実施（基本的診療手技、他医療職や患者への伝達、文書作成、連絡・報告）
- (4) 診療・学習行動の基盤となる態度（患者や患者家族および他の医療職への接し方、自己の職業的能力および必要とされる行動、コミュニケーション技能や助力・助言の受け入れ方、積極的な学習への姿勢）



4. 臨床実習の利点

(1) 学生にとっての利点

- ① 知識やその使い方（臨床推論法）について
臨床実習では、受け持ち患者さんのデータや診療方針について教科書や文献を調べたり、指導に関わる医師とディスカッションすることにより、知識や臨床推論法を自然に身につけることができます。
- ② 技能について
コミュニケーション技能、身体診察技能、検査手技、治療手技などについては臨床実習の場で自ら行う体験なくしては「できる」ようにはなりません。
- ③ 態度について
指導医および上級医、看護師はじめ各部門の医療スタッフの連携で構成されるチーム医療への参加や、病状説明や回復困難な疾患の説明に同席することにより、患者や患者家族および他の医療職への接し方、自己の職業的能力および必要とされる行動、コミュニケーション技能や助力・助言の受け入れ方、積極的な学習への姿勢などについて、周囲の反応を評価として、実地に体験することができます。

5. 臨床実習の教育体制

- (1) 臨床研修指導医または診療科の職責を有する医師を指導責任者とし、他の上級医、看護師はじめ各部門の医療スタッフの連携で構成されるチーム医療に医学生が参加します。
- (2) 実習指導の実施内容については、本マニュアルおよび各診療科の臨床実習カリキュラムに沿って行います。

6. オリエンテーション

(1) 医学生の一般的注意点の確認

臨床実習を行うに当たり、実際の医療現場であるとの認識のもと、患者の権利・プライバシーを尊重し、医療の安全性を高めながら、実習の成果を上げるように心がけましょう。
患者、医療スタッフに、実習への協力に対して感謝の気持ちを忘れず、礼儀を身だしなみや態度・姿勢で示し、以下のルールとマナーの厳守について確認してください。

1. 清潔を心掛けましょう（髪、髭、爪を手入れし、身体を清潔にする。清潔な診療着を着用）。
2. 実習中は常に学生証（臨床実習生（医学）証）を見える位置につけましょう。
3. 挨拶を励行し、丁寧に、親切な言葉使いをするよう心がけましょう。
4. 欠席（早退・離脱）する場合はその理由と共に指導医師に届け出てください（無断欠席厳禁）。
5. 指導医との連絡方法は前もって相談し、その時間は社会的常識の範囲内とします。
6. 大同病院諸規則を遵守し、病院職員と協調して実習に励みましょう。（時間厳守、現場のルールを尊重する。）
7. 医療チームの一員として責任を持ち、診療に参加し、指導医及びスタッフと十分協議しその指導に従ってください。
8. 廊下、エレベータ、その他病院施設・敷地内では患者を優先し、その病状に配慮してください。（通行の妨げとなる行為、声の大きい談笑は控えてください。）
9. 個人の携帯電話・スマートフォン等は、常にマナーモードの状態にしましょう。
看護師による看護業務（検温、処置等）など、医療スタッフによる業務と重なる場合は、学生による患者診察は中断・延期するようにしてください。
10. 実習で知りえた患者等に関する一切の個人情報について守秘義務を厳守してください。
11. 院内感染及び、医療事故の予防に留意してください。
12. 実習での安全確保のために必要な抗体検査やワクチン接種を受けていることが実習要件です。
13. 臨床実習に必要な医学知識・基本技能が認定されていること（全国医学部長病院長会議の臨床実習生（医学）認定を取得していること）が実習要件です。

14. 実習中の事故等に対応し得る保険に加入していることが実習要件です。
15. 器具や設備は正しく指示通りに取り扱い、使用後は必ず所定の方法で片づけてください。
16. セキュリティ ID カードは、他人への貸与・譲渡は行わないでください。衝撃を与える、折り曲げる、汚す、磁気や光熱に近づける等の行為により、カードの機能に損傷を与える場合がありますので、取り扱いには十分に注意してください。19 時 30 分以降翌 7 時までの間の入館はできません。食券として利用する際は、原則 1 日 1 回（昼食）とします。それ以外の飲食・購買は実費現金負担となります。
17. セキュリティ ID カード、院内 PHS（ストラップ、充電器等の附属品を含む）は正しく管理して、臨床実習に必要な範囲で使用し、臨床実習後は速やかに全て返却してください。紛失破損した場合は速やかに卒後研修支援センターに申し出てください。（紛失、破損の場合、再発行は実費負担が生じる。故意や明らかな過失による違反があった場合は実習中でも回収となり、原則、再交付はしません。）

(2)実習概要の説明

—— 患者に接する上での注意点（例示） ——

- ① 診療中は私語を慎み、特に言葉遣いや患者さんに接する態度や感情表現は、誤解を受けることの無いよう、十分気をつけましょう。
- ② 面接と身体診察に時間をとりすぎないように心がけてください（最長 30～40 分）。もっと時間がかかるのであれば、2～3 回に分けて行うようにしてください。
- ③ 総室の患者さんの場合、他者に聞かれて困る可能性が少しでもあれば、面談用の個室を使ってください。
- ④ 診察にあたっては変に遠慮せず、担当医のつもりで行いましょう。
- ⑤ 訪室の予定はあらかじめ患者さんと相談して時間を決め、その時間を厳守してください。
- ⑥ 実習の開始、終了時および廊下で会ったときの挨拶など礼を欠かないようにしましょう。
- ⑦ 最低 1 日 1 回はベッドサイドでゆっくりと患者さんとのコミュニケーションを持ち、その際は、できるだけ聞き役になるように努めましょう。
- ⑧ 他科受診、リハビリテーション、検査などの予定を把握し可能な限り付き添うように心がけましょう。
- ⑨ 最初に訪ねていったときに「私には何でも尋ねてください。学生なのですぐお答えできないことは多いと思いますが、主治医の先生や他の先生にお伝えして、できるだけお答えするようにします。」などと述べておくようにしましょう。
- ⑩ まだ決定していない診断や治療方針については決して伝えてはいけません。また、独断で病状説明、病名告知を行ってはいけません。
- ⑪ 患者の日々の経過は、朝一番で患者さんを訪ねることにより把握しましょう。



7. 医学生に許容される医行為

(1) 学生が診療業務を行うことについての法的位置付け

令和 5 年 4 月 1 日施行の改正医師法では、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を
 具有している かどうかを評価するために大学が共用する試験(以下「共用試験」という。)に合格し
 た医学生は、臨床実習に おいて医師の指導監督の下、医業(政令で定めるものを除く。)を行うこと
 ができることとされたが、医学生が 臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会 報告書(令和 4 年
 3 月 15 日)では下記のような対応が書かれている。

- ・引き続き、大学における臨床実習を統括する部門の管理の下で、患者の安全性を確保しながら、
 適切に指導 監督されること
- ・患者の同意については、当面の間は、院内掲示のみをもって同意とするのではなく、例えば入
 院患者に対し て包括同意を文書で取得し、さらに侵襲的な行為を行う際には個別同意を取得
 するなど検討するべき

また、医学生が臨床実習で行う行為については下記のようにも書かれている。

- ・医学生が臨床実習の中で医行為を実施するに当たっては、各大学の統括部門が定めた医行為の
 範囲を遵守すること
- ・医学生がその定められた医行為を実施するかどうかについては、現場で指導監督を行う医師が、
 患者の状況 と医学生の習熟度等を勘案して決定すること
- ・各大学が臨床実習で行う医行為の範囲の決定において、門田レポートを参考とすることも考え
 られる

なお、医療安全や学生保護等の観点から医師の指導監督の下であるとしても、医学生が行うこと
 ができない医業として、処方箋の交付が政令に定められている。

(2) 医学生に許容される医行為の例示

医学教育における臨床実習の在り方について、平成 30 年 7 月に厚生労働省より公表された門田
 レポートに おける医学生に許容される医行為の範囲の例示(「医師養成の観点から臨床実習中に
 実施が開始されるべき医 行為(必須項目)」と「医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始され
 ることが望ましい医行為(推奨項目)」)を以下に示す。

	【必須項目】	【推奨項目】
診察	診療記録記載(診療録作成) 医療面接 バイタルサインチェック 診察法(全身・各臓器) 耳鏡・鼻鏡 眼底鏡 直腸診察、前立腺触診)、 高齢者の診察(ADL 評価、高齢者総合機能評 価)	基本的な婦人科診察 妊婦の診察 分娩介助 乳房診察 直腸鏡・肛門鏡 患者・家族への病状の説明
一般手技	皮膚消毒 外用薬の貼付・塗布 包帯交換 気道内吸引 ネブライザー 静脈採血	ギプス巻き 耳朶・指先採血(小児科を除く) 小児からの採血 注射(皮下・皮内・筋肉・静脈内) 予防接種 浣腸

	末梢静脈確保 胃管挿入 尿道カテーテル挿入・抜去	
外科手技	清潔操作 手指消毒（手術前の手洗い） ガウンテクニック 皮膚縫合 消毒・ガーゼ交換 抜糸 止血処置 手術助手	膿瘍切開、排膿 嚢胞・膿瘍穿刺（体表） 創傷処置 熱傷処置
検査手技	尿検査 血液塗抹標本の作成と観察 微生物学的検査（グラム染色含む） 妊娠反応検査 超音波検査（心臓） 超音波検査（腹部） 心電図検査 経皮的酸素飽和度モニター 病原体抗原の迅速検査 簡易血糖測定	血液型判定 交差適合試験 アレルギー検査（塗布） 発達テスト・知能テスト・心理テスト 脳波検査（記録） 視野・聴力・平衡機能検査
救急	1次救命処置 気道確保 胸骨圧迫 バックバルブマスクによる換気 AED	電気ショック 気管挿管 固定など整形外科的保存療法
治療	患者の処方（内服薬、注射薬、点滴など）のオーダー 食事指示 安静度指示 定型的な術前・術後管理の指示（いずれも原則として、指導医等の確認後に実行される必要がある） 酸素投与量の調整	健康教育 診療計画の作成

※ 上記水準での実施を基本としますが、指導医裁量によってはこの範囲でない場合があります。大同病院での医学生臨床実習は、診察法をしっかりと身に付けることを主とします。

8. 診療録の記載、書類等の作成

< 指導医の指導・監視のもとに実施ができるもの >

正規の診療録記載、退院時抄録の作成、体温板記入、検査申込書作成、受診願、紹介状、返書、退院時連絡書などの医療文書作成（文書類の全てに学生の署名と指導に関わる医師の署名が必要）

< 原則として指導に関わる医師の実施の介助または見学にとどめ、自ら実施はしない >

各種診断書・検案書・証明書の作成、医師指示録記入、処方箋作成、食事箋作成

(1) 医学生の記事

- ① 医学生が診察した事実経過は自身が電子カルテに記載し、指導医が確認、修正等の指導を行った上で承認（カウンターサイン）することにより入力完了となり、記録となります。
- ② 指導医を選択する1記録ごと、カルテ記載の最後に実指導にあたった医師名を記載します。（「〇〇〇〇（フルネーム）医師 指導」）
- ③ 1期3日未満の臨床実習（見学型臨床実習を含む）等でIDを持たない医学生が指導医の指導のもと患者を診察した場合は、指導医の診療録に記載し、末尾に「実習医学生 〇〇 〇〇（医学生氏名/フルネーム）記載」と記します。
- ④ 電子カルテ閲覧・記載については、すべてログが残ります。
以下の規定に反する行為は、実習の中止、法的な処罰の対象になる場合があります。
 - a) ID・パスワードまたはこれらを記載した交付書類の紛失。（紛失した場合は、原則として再交付は行いません。）
 - b) パスワードの管理不備による、ID・パスワードの他人周知、他人使用（貸し借りを含む）。パスワードは管理パスワード（初期設定）から変更して使用してください。
 - c) ログイン状態で放置または離席。
 - d) 指示や許可を受けていない診療録への書き込み。
 - e) 医師の記載内容や看護記録等の副書を自分の診療録記載とする行為。
 - f) 臨床実習上、必要のない患者の閲覧。（臨床実習期間中の自分の受け持ち患者のみの閲覧とする。診療科を跨いで継続する実習期間内であっても、当該実習科の臨床実習期間を終了した後は、指導医の許可無く閲覧してはいけません。但し、受け持ち患者以外であっても臨床実習中の診療科における患者カルテについては、指導医の許可を得た場合に限り閲覧可とします。また、自分自身に受診歴があり、自分のカルテを閲覧したい場合は、総務課に申し出てカルテ開示について正規の手続きが必要であり、無断で閲覧しないでください）
 - g) 指示や許可を受けていない電子カルテ記載事項の印刷、データ取得。
 - h) 電子カルテ内容の副書（印刷・コピーデータ・書写物）の紛失。（不用になったら、すみやかに所定の方法で廃棄してください。）
 - i) 医療情報端末でのフラッシュメモリー、CD-RW等の電子媒体の使用はできません。
 - j) 診療現場での医師・看護師・その他診療スタッフの妨げとなる行為。（要請のあった場合、すぐに端末使用を交代する等、診療を第一優先として協力しましょう。）

(2) 指導医の確認記載と承認

- ① 指導医は医学生の記事した診療録を確認し、適切な指導を行い、その旨をカルテ上に記載する必要があります。カルテ記載後、速やかに指導医への確認と承認を依頼してください。

9. 患者個人情報保護取り扱い・守秘義務に関する注意事項

以下の規定に反する行為は不正行為とし、実習の中止や、場合により法的な処罰の対象となります。

- (1) 実習中に知り得た患者情報、病院情報については、実習中のみならず実習終了後も永続的に漏洩してはいけません。
- (2) 病室、廊下、エレベータ、食堂・喫茶室・レストラン、売店等、不特定多数の第三者が聞き取れる可能性のある場所で、実名・匿名に関わらず、患者に関する話をしないようにしましょう。また、

これに該当しない場所においても、医学的ディスカッションとは無関係な患者情報の交換を行ってははいけません。

- (3) 個人用ノートやパソコンにカルテ下書きやカンファレンス用文書を作成する場合は、紛失・流出しないように管理を徹底してください。ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンでこれらを作成しないでください。また必ず患者氏名を匿名化し、ID 番号や実名、その他特定の個人を識別する情報は一切記載しないでください。
- (4) メモ書き、診療録・データのコピー、入院患者リスト、症例プリント、サマリー等の個人情報が含まれた文書やデータ等は、原則、院外への持ち出しを禁止とします。但し、ポートフォリオ等にファイルする場合は、患者氏名および ID が含まれないようにし（マジックなどで塗りつぶしても透けて見える場合は不可）、さらに指導医の許可を得たものに限りです。また、院内であっても、これらの文書やデータの紛失または所在不明に気付いた場合は、直ちに指導医に報告し指示を仰いでください。
- (5) 患者情報に関するものは、不要となった段階で速やかに所定の場所に廃棄してください（普通のゴミ箱に捨てないでください）。
- (6) ホームページやインターネットブログ、SNS 等を含め自分以外の者がその内容を知りえる媒体に、臨床実習で見聞きしたことやその状況を記載・公開してはいけません。
- (7) 診療ならびに臨床実習の状況を、指導医および患者の承諾なく撮影・録画・録音してはいけません。

10. 放射線業務従事について

- (1) 関係法令、放射線障害予防規定等を順守し、放射線防護・安全に努めましょう。
- (2) 大同病院実習中も、大学の指定がある場合は放射線測定バッジを装着してください（この場合、大学で交付されたものを持参し装着）。
- (3) 鉛プロテクターは正しく着用し、使用後は所定の場所のハンガーに掛けてください（鉛プロテクターの損傷を避けるため、折り曲げたり、たたんだりしないようにしてください）。
- (4) 放射線管理区域内での実習が行われる診療科…
循環器内科、消化器内科、外科、脳神経外科、整形外科をはじめとする外科系診療科、放射線科 等

11. 手術室での実習

- (1) 当該科のオリエンテーションを必ず実施します。
- (2) 数に限りがあるため、手術部ロッカーは、都度指定を受けたロッカーを使用してください。
- (3) 所定の術衣に着替え、手術室には靴に手術カバーを着用して入室してください。
- (4) 血液や体液などが飛散し、目・鼻・口を汚染する危険がある場合には
粘膜感染防護のために積極的にサージカルマスクとゴーグルを着用してください。



12. 医学生が当事者となる医療事故の取り扱い

- (1) 臨床実習中の医療事故の対応については別に定めた臨床実習の協定書等に準拠することとします。
- (2) 医学生が加入する保険について
学研災付帯学生生活総合保険等、針刺し事故、院内感染等を含め、医療事故までカバーしている保険に加入していることが臨床実習を行う要件です。事前に実習期間が保険期間内であることを確認し、保険期間が不足する場合は、更新等、期間を延長する手続きを医学生または大学側で行ってください。

13. 感染管理対策

患者等への感染拡大の防止を目的として、医学生も感染症に対して病院職員と同様の知識を持った対応が必要です。高齢者、乳幼児、抗がん剤や免疫抑制剤を投与中の患者、臓器移植後の患者等の免疫力低下が考えられる患者ではいかなる感染症であっても重症化し、生命に関わる可能性があります。

ます。このような患者との接触が生じる実習を行う医学生については、特に注意を要します。

(1) 実習開始前に大学より取得する医学生の感染管理情報

- ① 大学での直近の健康診断結果の取得。
- ② 麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎・結核・インフルエンザワクチンの接種状況と抗体結果。
- ③ 臨床実習での医行為実施に関する同意書、またはこれに該当する書類（協定書等）の取得。

(2) 実習中の感染管理上の対応

- ① 医行為に伴う血液・体液等を介する感染事故等について、その可能性と危険性、防止対策および事故発生時の対処方法を事前確認しておいてください。
- ② 見学を含め、手術室および血管造影室での実習時は、粘膜感染防護のために積極的にゴーグルを使用してください。
- ③ 針刺し事故の原因となりやすい採血等の手技については特に注意してください。
- ④ 汚染事故（針刺し、粘膜暴露、皮膚切創等）発生時は、まず受傷した箇所を流水で十分に洗浄してください。
- ⑤ 汚染事故や受持ち患者で感染管理上重要な事象が発生した際は、即時、実習責任者（指導医）経由で感染制御室へ報告を行い、必要な指示を仰いでください。
- ⑥ 実習責任者（指導医）は感染制御室への報告とともに卒後研修支援センターに連絡し、卒後研修支援センターより所定の対処方法（受診・大学への報告書等）について、大学に確認を行います。
- ⑦ 実習責任者（指導医）は速やかに診療端末（業務系端末）上のインシデント報告・分析システム / CLIP）での報告を行う。この報告は指導医からの報告（指導医 ID を使用）とし、当該医学生とともに作成します。
- ⑧ その他、原則、院内感染対策マニュアルに沿って対応を進めるようにしてください。

14. 医療安全管理

実習中の学生が加害者や被害者、あるいは関与者になる問題が発生した場合、以下のフローに沿って対処を進めます。

- ① 実習責任者（指導医）は、直ちに実習診療科部長に報告します（実習責任者以外の職員が現認した場合は、当該職員はまず実習責任者（指導医）に報告します）。
- ② 当該医学生の実習診療科部長は、事実確認を行い、各部門（内科系・外科系）リスクマネージャーに報告を行います（リスクマネージャーより医療安全管理室へ報告されます）。同時に卒後研修支援センターにも報告します。
- ④ 実習責任者（指導医）は速やかに診療端末上のインシデント報告・分析システム / CLIP）での報告を行います。この報告は指導医からの報告（指導医 ID を使用）とし、当該医学生とともに作成します。
- ⑤ 卒後研修支援センターから大学学務課を通し大学へ報告し、当該医学生の所定の対処方法について、大学に確認を行います。
- ⑥ 実習生の明らかな過失によりインシデント・アクシデント事象が発生した場合、病院長判断で当該医学生の実習を即時中止させることができます。（実習中止が判断された場合、診療録等の閲覧禁止やID 取り消しなどの処分を伴います。この場合、1 医学生 1 ID のため、再度の実習も不可となります。）
- ⑦ その他、原則、医療安全管理マニュアルに沿って対応を進めます。

15. 指導医・指導者等によるハラスメントについて

大同病院では該当事項の医学生の相談窓口を卒後研修支援センターに置き、大同病院事務局総務課と連携して対処します。（担当： 卒後研修支援センター PHS 3229、3124、3123、3910）

16. 実習の実施に影響が及ぶ非常時対応

(1) 実習開始時間の遅延、実習の中止に及ぶ単日対応

- ① 気象警報・注意報発令時の実習の実施については、基本的には大学の定める基準に沿います。
- ② 大同病院周辺や大同病院までの移動経路上で発生した事故や突発的、局地的な気象条件等により実習の実施に影響を及ぼす場合
 - a) 医学生が認識した場合、速やかに大同病院の指導診療科責任者に報告してください。
 - b) 指導診療科責任者が認識し、実習開始時間の遅延や中止を判断した場合は、大同病院事務局総務課および当該医学生所属大学の学務課に速やかに報告を行います。

(2) 実習が中止に及ぶ災害発生時対応

- ① 実習の中止
一時的でも大同病院災害対策マニュアルに定めるレベル B・C（救急診療以外または救急を含めた全ての診療が中止に至るレベル）に当たる災害発生時は、即時、実習を中止します。
- ② 実習医学生の状況報告
実習部門において実習生の状況確認を行い、大同病院事務局総務課、当該医学生所属大学の学務課双方に速やかに報告を行います。報告は災害の状況により、可能な方法を以て行います。
- ③ 帰宅・避難の判断と指示
 - a) 実習中止時の帰宅可否の判断および指示は、周辺地域の災害の状況を把握し、大同病院事務局総務課が行います。
 - b) 帰宅困難となった場合、大同老健 2 階または大同クリニック 2 階 帰宅困難者対応センターで待機してください。
 - c) 避難となった場合、移動が可能であれば、大同クリニック 5 階避難所に避難してください。
- ④ 実習の再開
再開は、大同病院および当該医学生所属大学双方で、以下の中止条件が全て解除されたことを確認した上で、大学から実習生へ再開時期等が告知されます。
 - a) 当該医学生が実習を行うべく健康を損ねていないか。
 - b) 実習の往復に明確な困難が生じていないか。
 - c) 当院施設の医学生受け入れ環境が大きく低下していないか。

17. 健康管理について

実習期間中の身体やこころのケアは所属大学側での管理が必要となりますが、大同病院で実習中の医学生の相談窓口を卒後研修支援センターに置き、大学と必要な連携を取り、対応します。

（担当： 卒後研修支援センター PHS 3229、3124、3123、3910）

18. 事前手続きについて

臨床実習開始にあたっては、事前に以下の書類等の提出や取り交わしを行うこととしています。

(1) 実習開始前に提出・取り交わすもの

- ① 大同病院と大学間で協議した協定書
（取り交わしを行った協定書については、大同病院・大学の双方で保管しますが、当該実習医学生も協定書に署名する場合は、当該実習医学生も保管を要します。）
- ② 院内感染予防のため、以下に上げる項目の書類
 - a) 以下に上げる項目のウイルス抗体測定結果とワクチン接種状況を示すもの
麻疹 風疹 水痘 ムンプス B 型肝炎 結核 インフルエンザ
 - b) 胸部 X 線検査の実施状況の報告書類（直近の定期健康診断結果のコピー等）

(2) 実習初日に記入・提出するもの

- ① 診療参加型臨床実習に関する医学生からの誓約書兼申告書 **別添 1**
- ② 医療情報システム利用申請書・利用誓約書（大同病院書式） **別添 2**

19. 臨床実習期間中の医学生に基本提供、使用許可されるもの

- (1) 実習で実使用する範囲の診療材料・薬剤・消耗品等の提供、医療機器・器具の使用
- (2) 医療情報システム利用 ID の交付
- (3) 病院用セキュリティ ID カードの貸与
- (4) 院内 PHS の貸与
- (5) 更衣ロッカーキーの貸与
- (6) 実習実施日の昼食の提供（病院用セキュリティ ID カードで利用可）

別添1

診療参加型臨床実習に関する医学生からの誓約書兼申告書

私は診療参加型臨床実習（以下、実習）のオリエンテーションにおいて、以下の内容について十分な説明を受け、理解・同意いたしましたので署名いたします。これに違反した場合には、該当法令および大同病院院内諸規程による処分を受け、また私の行為によって生じた必要な損害賠償について、責任を負うことを誓約いたします。

1. 「大同病院臨床実習実施マニュアル」および大同病院の諸規程に則って実習を行います。実習の内容は、病院の診療上の必要性や現実的制約によって、妥当な範囲で変更することがあることは了解しました。
2. 医行為は臨床実習医学生（臨床実習生（医学））として単独の自己判断で行わず、必ず指導医の指導・監督の下に行います。
3. 担当する患者には、指導医の紹介の下に臨床実習生（医学）であることを告げ、指導医とともに実習に対する患者の同意を得ます。
4. 基本的な診察手技の習得に当たっては、自らが被検者になることも心掛けます。
5. 患者などの保有する病原体が血液、排泄物、分泌物を介して自らに感染する危険性及びその予防法について、指導医より事前に十分な説明を受けます。
6. 感染防止を含めた医療安全の確保について、管理規則及び指導医はじめ他のスタッフによる指導に従い、常に十分な注意を払います。
7. 実習中の事故（針刺し事故等）については、原則、病院職員の職務遂行中の事故に準じて取り扱われること、また所属大学への報告も行うことを了解しました。
8. 個人情報保護に常に留意し、患者等の個人情報の複写、転記、持ち出し、改ざん、不正な削除や、実習に関係のない情報の閲覧は一切いたしません。また実習に際して知り得た患者等の個人情報については、不注意な発言を慎み、実習終了後も永続的に漏洩いたしません。
9. 電子カルテの利用に際し「大同病院臨床実習実施マニュアル」その他電子カルテ取り扱いに係る諸規程を遵守し、原則として診療情報を印刷いたしません。

以下の通り申告します。

私は臨床実習に必要な医学知識・基本技能認定（臨床実習生（医学）資格）を	（ ） 持っています （ ） 持っていません
私は本実習が適用対象となる賠償責任保険（学研災付帯学生生活総合保険等、針刺し事故、院内感染等を含め医療事故までカバーする保険）に	（ ） 加入しています （ ） 加入していません
私は大同病院が所有する院内 PHS（内線番号 ）ならびにその付属品と ID カード（番号 ）とロッカーキー（番号 ）を、大同病院・だいどうクリニックでの臨床実習で使用するために、 年 月 日から 年 月 日まで借用致します。紛失もしくは破損した場合は、実費で弁済致します。	
その他、実習期間中に考慮されるべきこと： 例：色覚異常を患っている	

本書類は事前に記載いただくなくて構いません。

実習初日朝にオンライン上での記入をお願いしております。→



年 月 日

所属： 大学 年 氏 名：

性別： 男 ・ 女 生年月日：

連絡先： - - 実習診療科：

別添 2 別紙様式 1 (第 8 条第 3 項関係)**医療情報システム利用申請書**

情報システム運用責任者 殿

下記のとおり社会医療法人宏潤会医療情報システムの使用を希望します。

記

申請日 年 月 日

フリガナ	
氏 名	
性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日
職 種	
診療科等名	
★使用開始日	年 月 日
使用終了日	年 月 日

使用開始日は、当院への採用日又は上記の職種に就いた日を正確に記入すること。

医療情報システム利用誓約書

医療情報システムの利用にあたっては、「社会医療法人宏潤会 医療情報システム運用管理規程」を理解し遵守することを誓います。

なお、使用許可期間が過ぎた場合や、デジカメ・携帯電話等のデバイスにて撮影した画像を含め、職務上知り得た個人情報のは的確に処分し、開示・漏洩及び使用をしないことを約束いたします。

また、個人情報漏洩を行い又は加担した場合は、関連法規に則り刑事告発又は社会医療法人宏潤会の規定による処分を受ける場合があることを了解いたします。

年 月 日

情報システム管理責任者

社会医療法人宏潤会大同病院長 殿

利用者所属

利用者氏名

印